

香川県海岸保全基本計画（素案）について 提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

港湾課 建設グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3553/FAX:087-806-0221

E-mail:kowan@pref.kagawa.lg.jp

平成27年11月19日から平成27年12月14日まで、香川県海岸保全基本計画（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、5人から23件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございます。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉

個人 5名

〈提出されたご意見の数〉

海岸保全基本計画の策定方針について	1件
讃岐阿波（燧灘）沿岸の長期的な課題について	1件
防護に関する施策について	5件
環境に関する施策について	3件
利用に関する施策について	2件
海岸保全施設の整備に関する基本的な事項について	4件
海岸保全施設の種類・規模・配置等について	2件
日常的な管理に関する事項について	2件
環境問題への対応について	1件
計画実施時に配置すべき事項について	1件
その他	1件
合計	23件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
序論 海岸保全基本計画の策定方針について	
<p>海岸は陸続きであり、隣り合う徳島県、愛媛県との連携が必要である。また、島しょ部は、岡山県、その他の県と近距離にある。「防護」、「環境」、「利用」といったキーワードについて隣県との連携についての計画・実績説明が不十分であり、今後検討して頂きたい。</p> <p>また、香川県と同様の取組が進められている、あるいは実績として他県が先行しているといった情報があると良い。</p>	<p>隣接県と関係する沿岸域については、隣接県と協力して実施すべき沿岸全体の基本理念を定めており、その基本理念を基にして各県の海岸整備を行うこととしております。今後も連携できるものにつきましては、隣接県の取組状況など情報交換を十分に行いながら、事業を進めてまいります。</p>
第1章 2-1 讃岐阿波（燧灘）沿岸の長期的な課題	
<p>下線部の追加を提案する。</p> <p>これまでの海岸利用は、海岸域における漁業、<u>潮干狩り</u>、釣りや海水浴などの海洋性レクリエーション、海岸で行われる祭り等行事を想定する。</p>	<p>潮干狩りは海岸利用の中でも多くの人数を集めるものであることから、「(3)海岸における公衆の適正な利用に関する課題」のうち、これまで海岸利用に「潮干狩り」を追加します。</p>
第1章 3-2 防護に関する施策について	
<p>想定以上の災害（台風・高潮、地震・津波など）が発生した場合の被災情報も周知しておく。想定外の災害が今後発生しない保証がないのであれば、想定外の状態を設定して被災状況をシミュレーションしてそれを周知すればより危機意識が高くなる。</p> <p>例えば、現在想定している①比較的発生頻度の高い地震（L1）、②最大クラスの地震（L2）、③L2の1.5倍の地震（想定外になる）で被災状況を把握してそれを情報公開する。当然、③の検討により余分な費用が発生するため費用を抑える工夫が必要である。</p>	<p>海岸事業としては、比較的発生頻度の高い地震（L1）及びそれにより発生する津波に対して、施設整備を行うこととしています。</p> <p>また、最大クラスの地震（L2）及びそれにより発生する津波に対しては、構造物による防護は、整備費用や期間の面から困難なため、粘り強い構造に改良することによって、浸水被害等を軽減するとともに、避難に要する時間を確保することで、減災に資することとしております。</p> <p>なお、ご提案のL2の1.5倍の地震の想定検討につきましては、L2地震が現在の科学的な知見により、国が定めた最大クラスの地震でありますことから、当計画では上記の地震・津波について検討しています。</p>
<p>自然相手の対策であるので、ハード面での防災を過信してはならず、防災体制の整備等ソフト面での論点ももう少し詳細にした方が良いのではないかと。</p> <p>南海トラフ地震が30年以内に発生するといわれ、明日発生するかもしれないので、ハード面での防災が間に合わない地震・津波ランクA、Bに位置する住民対周知等（この基本計画と行動計画を関連づけた避難体制の整備等）について述べられてない。</p>	<p>県や市町の取組として、防災情報の周知、ハザードマップの作成、自主防災組織との連携などのソフト対策が重要と考えており、「(6)防災・避難体制の整備」の項目に記載しています。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
第1章 3-2 防護に関する施策について	
<p>震源での波高・波長・進行速度・鳴門海峡までの距離を緊急放送から入手し、手元のパソコンで津波の到達時間と最大波高値のシミュレーションが行えるようにする。</p>	<p>国土交通省港湾局が提供する全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）では、リアルタイムで波浪データの収集が可能です。</p> <p>また、香川県危機管理課では、事前に登録を行った県民の皆さんを対象に地震や津波などの気象情報等を、香川県防災情報メールで配信しています。このような情報を、津波から安全に避難するためにご活用ください。</p>
<p>下線部の説明の追加を提案する。</p> <p>住民等の避難を中心としたソフト対策（津波・高潮ハザードマップ等）、コミュニティ（<u>役員の資質</u>）や自主防災組織が中心になった避難計画の作成や訓練（<u>市町職員の危機管理能力</u>）を実施し、総合的な地震・津波対策を実施する。</p>	<p>ご提案は用語の内容を補足するものではないので、追加は考えていません。</p>
<p>海岸施設が想定される地震等の災害規模に全て対応できていない状況を明らかにして、整備が整うまでは住民自らで身を守る方策を進めるべきである。そのために、行政はできるだけ現在の知見に基づく最新の情報を住民に開示すべきである。</p> <p>ただし、説明時には行政の怠慢で整備が不十分ということではなく、最近の気象の変動や新たな研究成果により、今後も災害に関する情報は時代とともに変化することを理解してもらうべきである。</p>	<p>整備の実施状況等につきまして、関係市町及び地域住民への情報発信に努めてまいります。</p> <p>また、「(6)防災・避難体制の整備」に記載していますとおり、避難体制や情報伝達体制づくりなどソフト面からの対策もあわせて取り組んでいくこととしています。</p>
第1章 3-3 環境に関する施策について	
<p>産業廃棄物の処理場として、沢山の海岸が埋められている。環境ランクC、また利用ランクCに於いても豊島の反省を込めて、海岸線の埋め立てを全て原則禁止とすること。</p>	<p>瀬戸内海における埋立ては、「瀬戸内海環境保全特別措置法」により、現在は厳しく制限されています。やむを得ず埋め立てる場合は、環境への影響が軽微であるよう、埋立ての規模等に応じて環境影響調査を行うとともに、影響の回避や最小化も考慮しながら実施することとしています。</p>
<p>稀少鳥類のコアジサシが県内で僅かだが繁殖している。この海岸環境を保全維持するとともに、繁殖環境の拡大を図ること。</p>	<p>「(1)生物の生息・生育環境への配慮」、「(3)海岸保全施設等の整備」に記載していますとおり、野生生物が生息環境を失うことが無いよう、生態系に配慮しながら、海岸環境の保全や砂浜の再生に取り組むなど、海岸整備を進めてまいります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
第1章 3-3 環境に関する施策について	
<p>下線部の追加を提案する。 施設の整備・維持管理にあたってミティゲーション（影響の緩和）を行うとともに、貴重な自然環境や植物等の「種の保存」と「記録」を残す。</p>	<p>「(3)海岸保全施設等の整備」に記載してありますとおり、海岸保全施設の整備・維持管理につきましては、生態系に配慮しながら進めてまいります。</p>
第1章 3-4 利用に関する施策について	
<p>「3-4 利用に関する施策」の「(3)アクセス路 アクセス路の確保」について、「今後、海上から船舶を使った海岸の利用についても配慮する。」とあるが、どのような配慮をされるか？</p> <p>島嶼部はほとんどが漁港であり、プレジャーボートで島に上陸する設備（浮棧橋）は皆無と言って良い。定住人口の減少が著しい島嶼部だけに、せめて流動人口を増やしにぎわいづくりをするためにも、港の整備は大変重要であろう。上陸設備は浮棧橋が望ましいが、経費の面から困難であれば簡易な上陸設備（ゴム製の梯子）とロープを縛る係留用リングを設置すれば十分に対応可能である。</p>	<p>島嶼部における地方港湾においてもプレジャーボートの係留施設として、小豆島の池田港外4港、直島の宮浦港外1港、女木島の女木港、与島の与島港において、浮棧橋等のビジター利用が可能です。</p> <p>また、県ではプレジャーボート等の受け入れ向上につながる情報の発信について、港湾課のホームページにおいて、県内の港湾でビジターバースとして使用可能な公共係留施設の情報を掲載しておりますので、利用の際の参考として頂きますようお願いいたします。</p> <p>なお、係留施設等の整備につきましては、施設内容や整備優先度を十分に検討し、海岸利用も考慮した上で港湾管理者・漁港管理者と引き続き連携してまいります。</p>
<p>海岸の白砂青松と芸術作品化及び文化遺産の活用・保全など、新しい方向性からの利用へも配慮する。</p>	<p>歴史的な海岸の活用や、海岸の芸術作品化といった新しい方向性からの利用への配慮につきましては、「(2)海岸利用への配慮」に記載しています。</p>
第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項について	
<p>広範囲にわたる海岸部を3種類の整備の方向性を付けて進めるのは理解しやすい。一方で時代とともに海岸に求められる機能や役割も変化するため、時代に即した見直しも必要であり、それが容易にできる仕組みにしてもらいたい。長期的戦略性を持って推進してもらいたい。</p>	<p>海岸の整備を計画的にまた効率的に行うため、海岸保全基本計画につきましては概ね30年を計画期間としておりますが、整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化等の社会情勢変化に的確に対応するため、計画を柔軟に見直してまいります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項について	
<p>現在だけではなく未来像を描いた時間軸の検討や、場所別の面の情報を加味した計画として頂きたい。場合によっては現在保全が必要でも将来の必要性が大幅に低下する場所もあるかもしれない。限られた財源であるので将来の予想のもとに計画作成を行って頂きたい。同様に、場所・イベント別の観光客数、場所・災害別の浸水家屋数、災害別死傷者数等々について数値目標として掲げて頂くと理解しやすい。</p>	<p>海岸保全基本計画につきましては、沿岸域を利用、環境等の視点からブロック分けを行い面的な計画策定を行っております。また、将来の人口、自然環境、利用状況等の変動につきましては、随時見直しを行いながら、その時々合った計画に更新していきたいと考えています。</p> <p>また、「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」等の個別の実施計画の中で、整備目標を定めて整備を行ってまいります。</p>
<p>基本計画(素案)ということであるので、概略的な費用は示すことが必要と思われる。国と地方の財政が不健全な状況において、如何に効率的な保全を行うかに知恵を絞る必要がある。保全の優先順位付け、ハード・ソフトの比率見直し、効果不明による計画廃止、民間委託、等々を議論する上でも、費用対効果の視点が必要である。</p> <p>実行する上での様々な障壁、費用の分配方法など問題点は多くあると思われる。そういった、現実的な課題についての説明がやや不足していると思われる。</p>	<p>海岸保全基本計画は、海岸の「防護」、「環境」、「利用」を総合的に考え、基本的な方針を示したものであります。</p> <p>費用や優先順位の考え方については、「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」等の個別の実施計画において記載しています。</p> <p>費用対効果につきましては、実際に整備を行う段階で精査し、事業の妥当性を確認した上で、工事着手することとしています。</p>
<p>平成15年2沿岸の基本計画策定～平成27年までの海岸保全の実績がどのようなものであり、それに対して、今回の変更内容がどのようなものかの説明がわかりにくい。これまでの保全内容（目標と達成度）とその費用（使用済分、達成までに必要な費用）を示し、それに対して、今回の変更での保全内容と費用を示してもらうと全容が掴めて分かり易くなる。実績や今後の計画変更内容が定量的に掴みにくい。</p>	<p>海岸保全基本計画は、将来的な海岸整備の基本的な方針を示したものであり、具体的な数値目標は示していません。</p> <p>「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」等の個別の事業において、整備状況が明確になるように努めてまいります。</p>
第2章 2 海岸保全施設の種類・規模・配置等について	
<p>江の浦浜の流砂を沈堤で防ぎ、潮干狩りや海水浴などの海洋性レクリエーション復活する。</p>	<p>江の浦港海岸については、海岸の浸食が進行しているとは考えられず、現時点では砂の流出防止のための整備の必要性は低いと考えられます。</p>
<p>地震・津波対策の強化として、「砂浜の沖に沈堤（潜堤）を設け、津波の勢いを弱め、砂の流出を防ぐ。」の追加を提案する。</p>	<p>防護が必要な海岸における「海岸タイプ」の分類方法に示すとおり、海岸タイプの分類が「防護に加え環境優先」や「防護に加え利用促進（砂浜の利用）」となっている海岸については、潜堤を含めた砂浜の整備など検討し、津波への対策とともに海岸環境の保全・復元を行います。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
第3章 1 日常的な管理に関する事項について	
<p>下線部の説明の追加を提案する。 必要に応じて、防災・減災に係る協議会(名声や年功序列を廃した現状把握と予測・計画に長けた実務者)を設立し、総合的な対策を着実に実行する。</p>	<p>ご提案は用語の内容を補足するものではないので、追加は考えていません。</p>
<p>津波・高潮災害への対策として、流出ゴミを網で止めてはどうか。</p>	<p>海岸保全基本計画は、海岸保全施設の整備について示したものであり、流出ゴミの対策については、検討の対象としておりませんが、「香川県海岸漂着物対策等推進計画」に基づき、対策を行うこととしています。</p>
第3章 2 環境問題への対応について	
<p>下線部の追加を提案する。 住民団体と島民による海岸環境の保全取り組みを充実・拡大(漁業権の緩和)させ、<u>里山里海づくりとアサリなど再生に適する環境への意識向上を図る。</u></p>	<p>住民団体には、<u>島民</u>も含まれますので、追加の必要はないと考えます。 また、「<u>里山里海づくりとアサリなど再生に適する環境への意識向上を図る</u>」については、香川県におきましても里海づくりに取り組んでいるところであり、「③景観及び貴重な整備津への配慮」の項目に、「また、住民団体や「かがわ「里海」づくり協議会」等による海岸環境の保全への取り組みを充実・拡大させ、環境への意識向上を図る。」を追加いたします。</p>
第4章 1 計画実施時に配慮すべき事項について	
<p>瀬戸内海の豊かな自然環境や景観を保全しながら、そこに暮らす人々の安全・安心を守ることは非常に重要な事だと思えます。 一方、これから迎える少子高齢化，人口減少により町の様子も大きくこの半世紀で大きく変わろうとしています。 将来に向けた町づくりと一体となった事業として、住民の意見を反映して進めて行くことが重要かと思えます。</p>	<p>今後も変更計画に基づき、関係住民の皆様からのご意見も聴きながら海岸整備を進めていく必要があると考えています。</p>
その他	
<p>現在の海岸近辺の鳥獣保護区としては、屋島・五色台・紫雲出山が指定されているが、いずれも中讃・西讃地区であり、県下一円の海岸近辺の鳥獣保護を図るため、東讃地域での海岸近辺の鳥獣保護区の整備が必要である。</p>	<p>東讃地域の海岸部は、鳥獣保護区は指定されておらず、一部地域が特定猟具使用禁止区域に指定されています。 鳥獣保護区の指定については海岸保全基本計画の内容と異なりますので、担当部局にご意見があったことを伝えます。</p>